

# 車両保険

## ご自身 お車・物 の補償

### 突然の事故、大切な自動車に万全な補償を!

#### 補償の概要

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

#### ■補償範囲

事故例	ご契約の自動車以外の自動車との衝突	あて逃げ	動物との衝突	盗難	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書き・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆	地震・噴火・津波	故障
ご契約タイプ													
一般条件	○	○	○	○ <sup>※2</sup>	○	○	○	○	○	○	○	オプション <sup>※3</sup>	オプション <sup>※4</sup>
車対車・限定危険 <sup>※1</sup>	○	○	○	○ <sup>※2</sup>	○	○	○	○	×	×	×	×	オプション <sup>※4</sup>

※1「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。

※2「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。

※3「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」を付帯することにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。(詳しくはP⑩)

※4「故障運搬時車両損害特約」を付帯することにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、保険金をお支払いします。(詳しくはP⑩)

#### お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(協定保険価額)をお支払いします。また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意 ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、付帯された特約の保険金が支払われる場合を除きます。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP④をご確認ください。

#### ご契約方法

##### 1 車両保険金額

ご契約の自動車の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(または初度検査年月)をご確認いただき、「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格の範囲で、車両保険金額を5万円単位でお決めいただきます。

##### 2 自己負担額

車両保険の自己負担額を下表の中からお選びいただきます。

定額方式	増額方式 <sup>※2</sup>
(車両事故回数にかかわらず) 0万円 10万円 <sup>※1</sup> 3万円 <sup>※1</sup> 15万円 5万円 <sup>※1</sup> 20万円 7万円	(車両事故1回目) (車両事故2回目以降) 0万円 10万円 3万円 10万円 5万円 10万円

※1 車対車自己負担なし特約を付帯することができます。

車両保険に自己負担額が設定されている場合でも、相手自動車(ご契約の自動車と所有者が異なる自動車に限ります。)との衝突・接触事故に限り、自己負担額をなしとする特約です。ただし、「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限ります。

※2 ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに車両事故の回数を数えます。

事故で自動車が大破! 買い替えて、また新車に乗りたい! そんなときには…

#### 車両新価特約 [+ オプション]

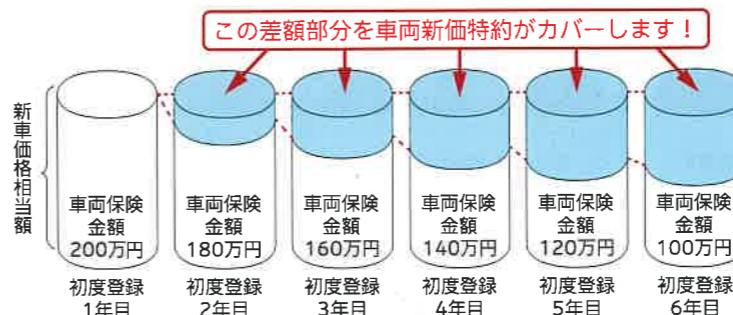
ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。

また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として新車価格相当額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額をお支払いします。

- ご注意 1. 盗難後、ご契約自動車が発見されなかった場合はこの特約の対象外です。  
2. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合に限ります。  
3. この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。  
・車両保険を適用したご契約であること  
・新車価格相当額が車両保険金額の2倍以下の金額であること  
・満期日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して73か月以内であること

#### 車両新価特約を付帯いただくと、こんなメリットがあります!

##### 例 新車価格相当額が200万円のお車の場合



さらに!

新車に買い替える場合は、  
再取得時諸費用保険金を  
**40万円**お支払いします。



買ったばかりのお車に大きな損害が生じても、安心して  
新車に買い替えることができます!

ご注意 フレームやエンジンなど、内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が無い場合はお支払いの対象となりません。

事故で修理費が高額!

だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい! そんなときには…

#### 車両全損修理時特約 [+ オプション]

車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費が協定保険価額を超過した場合は、超過した修理費について50万円を限度にお支払いする特約です。

- ご注意 1. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理された場合に限ります。  
2. この特約は、ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して25か月を超える場合に付帯することができます。

この差額部分を車両全損修理時特約がカバーします!



車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配! そんなときには…

#### 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 [+ オプション]

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

ご注意 この特約は、車両保険の種類が「一般条件」のご契約に付帯することができます。

